

労務管理講習会資料一覧

資料N o 1	賃金引上げに向けた取組について・・・・・・・・・・	P 1
資料N o 2	厚生労働省 賃金引き上げ特設ページ・・・・・・・・	P 2
資料N o 3	最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策・・・・・・・・・・	P 5
資料N o 4	長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について（要請）・・・・・・・・・・	P 9
資料N o 5	トラック運転者の改善基準告示が改正されます・・	P 1 0
資料N o 6	S T O P ! 長時間の荷待ち・・・・・・・・・・	P 1 2
資料N o 7	トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター・・・・・・・・・・	P 1 6
資料N o 8	長時間の荷待ちに関する情報メール窓口・・・・・・・・	P 1 8
資料N o 9	月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます・・・・・・・・・・	P 1 9
資料N o 1 0	働き方改革訪問支援のご案内・・・・・・・・・・	P 2 3

令和____年____月____日

事業主各位

____甲府____労働基準監督署

賃金引上げに向けた取組について

- 政府においては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、環境整備を行っています。
- また、賃上げの流れを継続・拡大していくため、賃上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げを生むという「構造的な賃上げ」を実現するため、賃金引上げに踏み出す中小企業への支援策の強化などの取組を行っています。
- 労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細かな支援等を行っています。
- つきましては、事業主の皆様におかれましても、賃金引上げに向けた環境整備の取組が進められていることや社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、労使で話し合っていただくなどして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いいたします。

(※) 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく各省庁における取組については、こちらをご参照ください。

(URL) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/partnership/index.html



(※) 賃金引上げ特設ページ

(URL) <https://www.saiteichingin.info/chingin/>





厚生労働省 賃金引上げ特設ページ



厚生労働省 最低賃金 必経チェック 必経チェック 必経チェック

Google 検索 検索 文字サイズ 小 中 大

ポイント！最低賃金 最低賃金全国一覧 中小企業支援事業 よくあるご質問 賃金引き上げ特設ページ 最低賃金広報ツール

賃金引き上げ 特設ページ

メニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた取り組み事例

賃金引き上げの事例を収集し、賃金引き上げに向けた取組内容、そのポイントや従業員の声などを写真とともに掲載しています。

事例一覧へ

MENU2

地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索

賃金引き上げの参考となる平均的な賃金額を検索できるページです。都道府県別に、年代別や業種・職種別の平均的な賃金額を検索できます。

賃金検索へ

MENU3

賃金引き上げに向けた政府の支援情報

賃金引き上げの参考となる賃金引き上げに向けた各種支援策をとりまとめたページです。賃金引き上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載しています。

支援情報一覧へ

都道府県別、業種別、職種別に平均的な賃金額を検索することができます！

厚生労働省 最低賃金 必経チェック 必経チェック 必経チェック

Google 検索 検索 文字サイズ 小 中 大

ポイント！最低賃金 最低賃金全国一覧 中小企業支援事業 よくあるご質問 賃金引き上げ特設ページ 最低賃金広報ツール

全国平均賃金一覧

地域ごとの平均的な賃金 検索コーナー

山梨県内の企業（全産業）の平均的な賃金額を検索することができます！

都道府県を選択 プルダウンで選択 山梨県

都道府県別 業種別 職種別 短時間労働者

山梨県の平均的な賃金額（一般労働者・産業計・年齢別・3年平均）

山梨県	所定内給与月額額（千円）	所定内給与月額時給※（円）	年間賞与等特別給（千円）
男女計	282.8	1,714	837.3
～19歳	179.8	1,086	136.3
20～24歳	205.0	1,237	376.1
25～29歳	231.0	1,403	620.7
30～34歳	257.2	1,565	808.1
35～39歳	287.5	1,746	981.9
40～44歳	298.7	1,810	891.1
45～49歳	314.0	1,899	945.7

年齢別の平均的な賃金額が表示されます。

**賃金引き上げ
特設ページを開設!**

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の
取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額が
わかる情報掲載など、賃金引き上げのために必要な
情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、必ずご利用下さい!

厚生労働省 賃金引き上げ特設ページ



厚生労働省 最低賃金 国・地方自治体 国・地方自治体

ポイント! 最低賃金 最低賃金全国一覧 中小企業支援事業 よくあるご質問 賃金引き上げ 特設ページ 最低賃金 広報ツール

山梨県の業種別の平均的な賃金額（一般労働者・年齢別・3年平均）

H運輸業、郵便業

**山梨県内における業種別の平均的な賃金額
も年齢別に表示することができます。**

山梨県	所定内給与月額額（千円）	所定内給与時給※（円）	年間賞与等特別給（千円）
男女計	279.3	1,646	592.4
～19歳	177.8	1,060	183.8
20～24歳	199.8	1,187	391.6
25～29歳	232.6	1,436	561.7
30～34歳	275.7	1,685	700.5
35～39歳	278.2	1,621	673.2
40～44歳	290.2	1,674	760.7
45～49歳	299.6	1,752	605.4
50～54歳	291.8	1,690	591.0
55～59歳	318.7	1,889	759.9
60～64歳	247.7	1,474	378.0
65～69歳	258.1	1,530	116.3
70歳～	189.3	1,229	123.5

厚生労働省 最低賃金 国・地方自治体 国・地方自治体

ポイント! 最低賃金 最低賃金全国一覧 中小企業支援事業 よくあるご質問 賃金引き上げ 特設ページ 最低賃金 広報ツール

山梨県の職種別の平均的な賃金額（一般労働者・年齢別・2年平均）

大分類 輸送・機械運転従事者

小分類

- 鉄道運転従事者
- バス運転者
- タクシー運転者
- 乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）
- 営業用大型貨物自動車運転者
- 営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）
- 自家用貨物自動車運転者
- その他の自動車運転従事者
- 航空機操縦士
- 車掌
- 他に分類されない輸送従事者
- 発電員、変電員
- クレーン・ウインチ運転従事者
- 建設、さく井機械運転従事者
- その他の定置・建設機械運転従事者

職種の詳細は [こちら](#) から。
リンク先の『表示・ダウンロード』からご確認ください。

検索

山梨県内における職種別の平均的な賃金額を検索することもできます。

職種	平均年齢	所定内給与月額額（千円）	所定内給与時給※（円）	年間賞与等特別給（千円）
輸送・機械運転従事者	49.0歳	273.7	1,591	499.8
輸送・機械運転従事者 > 営業用大型貨物自動車運転者	50.2歳	326.1	1,901	476.8

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

**賃金引き上げ
特設ページを開設!**

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の
取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額が
わかる情報満載など、賃金引き上げのために必要な
情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、必ずご利用下さい!

厚生労働省 賃金引き上げ特設ページ



厚生労働省 最低賃金

ポイント! 最低賃金 最低賃金全国一覧 中小企業支援事業 よくあるご質問 賃金引き上げ 特設ページ 最低賃金 広域リージョン

額（産業計）の、都道府県ごとの地域別の2020～2021年の2年間の数値を平均したものです。
※「所定内給与時給」は「所定内給与額」を「所定内実労働時間数」で除したものを平均したものです。

山梨県の短時間労働者の平均的な賃金額（産業計と産業別・所定内時給・3年平均）

E 製 造 業

山梨県	1時間当たり所定内給与額（円）	山梨県	1時間当たり所定内給与額（円）
産業計	1,254	E 製 造 業	1,128

正社員だけでなく、パート・アルバイトの平均的な賃金額を業種別に検索することもできます。

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
「（短時間労働者）都道府県別第1表 短時間労働者の都道府県別1時間当たり所定内給与額及び年雇員数その他の特別給与額」の、都道府県ごとの「企業規模計（10人以上）産業計」と産業別の「1時間当たり所定内給与額」について、2019～2021年の3年間の数値を平均したものです。

その他の都道府県も見る

都道府県を選択 プルダウンで選択 山梨県

< 特設TOPへ戻る

基本給の金額 あなたの賃金は大丈夫? サイト利用者アンケート調査

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）	経営強化税制	検索
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。	（⑥と同じ） 	
⑧ 事業再構築補助金 問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：＜ナビダイヤル＞0570-012-088	事業再構築補助金	検索
ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。		
⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）	ものづくり補助金	検索
中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。		
⑩ 小規模事業者持続化補助金 問い合わせ先：＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞日本商工会議所 電話：03-6747-4602	持続化補助金	検索
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。	（商工会地区） 	（商工会議所地区） 
⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424	IT 導入補助金	検索
中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。		
⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 （経営革新事業）：050-3615-9053 （専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業）：050-3615-9043	事業承継・引継ぎ補助金	検索
事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。		

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	下請ガイドライン	検索
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		

⑭ パートナーシップ構築宣言 問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話： <「宣言」の提出・掲載について>（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688	パートナーシップ構築宣言	検索
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。		

⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需基本方針	検索
「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。		

⑯ 官公需情報ポータルサイト 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需ポータルサイト	検索
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。		

4. 資金繰りに関する支援

⑰ セーフティネット貸付制度 問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795	セーフティネット貸付	検索
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。		

⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） 問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店	マル経融資	検索
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。	（日商）  （公庫） 	

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑲ 建設事業主等に対する助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	建設事業主等に対する助成金	検索
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。		

⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		

㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		

㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度等を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

6. 相談窓口・各種ガイドライン

㉓ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。		

㉔ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉕ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。		

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム＞厚生労働省について＞所在地案内＞
都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



(2023.1)

令和____年____月____日

事業主各位

甲 府 労働基準監督署

長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について（要請）

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正等を一層積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。トラック運転者の負担を軽減し健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善に向け、荷主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

また、トラック運転者の荷役作業での労働災害や交通労働災害の防止のため、荷主の皆様による道路貨物運送業の事業者との連絡調整や配慮も求められています。

ついては、トラック運転者の長時間・過重労働防止の観点から、下記事項の実施に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善

発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちは、トラック運転者の長時間労働の要因となることから、これを発生させないように努めること。

2 改善基準告示※の周知及び遵守への協力

- (1) 運送業務の発注担当者に、改善基準告示を周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定すること。
- (2) 改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注を貨物自動車運送事業者に対して行わないこと。

(参考)

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」⇒



▷「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」⇒



▷「交通労働災害防止のためのガイドライン」⇒



令和
6年**4**月～
施行

トラック運転者の

事業者の皆さん
ご存じですか？

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

▼

改正後

原則: **3,300**時間
最大: **3,400**時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: **293**時間
最大: **320**時間

▼

改正後

原則: **284**時間
最大: **310**時間

1日の休息期間

改正前

継続**8**時間

▼

改正後

継続**11**時間を
基本とし、継続**9**時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp>

● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示
検索

詳しくは
裏面へ

➡

トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より施行予定です。

1年・1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】 労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）	【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可（週2回まで） ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回概ね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】 SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる ^(※2、3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ● 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ● 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ● 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ● 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。	
特例	分割休息（継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合） ● 分割休息は1回3時間以上 ● 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ● 3分割が連続しないよう努める ● 一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1が限度	
	2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合） 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可	
	【例外】 設備（車両内ベッド）が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ● 拘束時間を24時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続11時間の休息期間を与えることが必要） ● さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
	隔日勤務（業務の必要上やむを得ない場合） 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間	
休日労働	【例外】 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可（2週間に3回まで） 2週間の拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない	
	フェリー ● フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない） ● フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	

（注1）改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）をいう。
 （注2）本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達（令和4年基発1223第3号）の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**

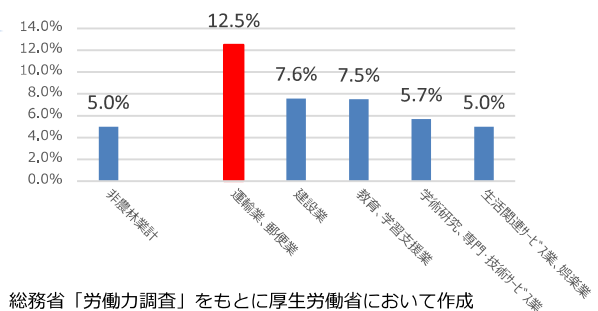
道路貨物運送業の実態

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

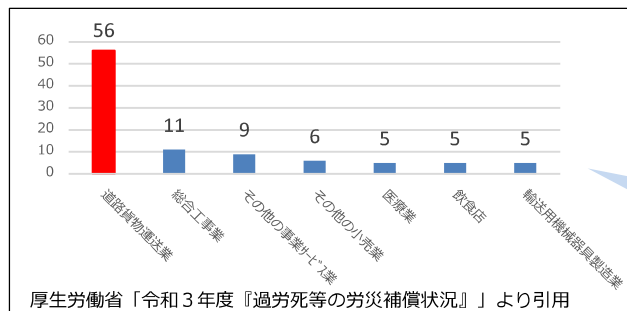
道路貨物運送業は、
他の業種に比べて
長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も
最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており
道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には
昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは
見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



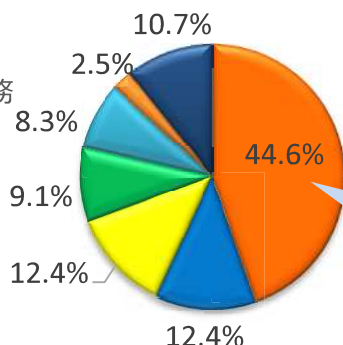
国民生活や経済活動に不可欠な
社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の
発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における
違反原因行為の割合（R4.11.30時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象
- その他



国土交通省は
違反原因行為※が疑われる荷主に
「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で
荷主都合による長時間の荷待ちが
約半数を占めています

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、
長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、
敷地が有効活用できるようになり、
近隣住民の方からの苦情も
なくなりました。

構内のリフトマンや
荷受け作業員の作業の平準化
につながりました。おかげで、
ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため
出荷順に合わせた荷置きを行ったら
ピッキング作業などが減り、自社の
積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの
期間に余裕を持たせることで、
安定した物流サービスを受
けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、
トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できない**
ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や
裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする**
場合でも、事前によく相談して決めましょう。



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。
うちは小さいから関係
ないはずね。

中小企業



いえいえ。
荷主というのは、
荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、
荷物の受け取り手である着荷主も該当します。
また、**会社の規模など関係ありません。**
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとっても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

トラック運送
事業者の
みなさまへ



発着荷主の
みなさまへ

トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外
労働の上限規制、
何から手を付けたら
いいの？

ドライバーの
運転時間に
限度があったの？

荷主の立場で
できる改善は？

荷待ち時間の削減を、
どう進めればいいのか？

こんな困りごとなど、
ご相談ください！

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3

 東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



相談
無料



ご相談方法は……



ご相談方法①



ポータルサイト
相談専用ページから

役立つサポート情報も！

ご相談方法②



通話料無料！

フリーダイヤル
東日本 0120-763-420
西日本 0120-625-109

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休憩）
休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！



オンライン
相談

オンラインによる
ご相談

詳しいご相談を職場から
お気軽に！



コンサルタントの
訪問

労務管理・物流改善の
専門家がお伺いします！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



ポータルサイトでは、こんな
情報を掲載しています

「仕事を知ってみよう 簡単自己診断」

問題点・解決施策・メリットを確認できる荷主の皆さまと
トラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「サッと解決 よろず相談」

トラック運転者の労働時間改善に向けた FAQ 集

「情報いろいろ宝箱」

トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、
取組事例、改善ハンドブック、ガイドラインなど様々なツール集

「統計からみるトラック運転者の仕事」「動画・写真で見るトラック運転者の仕事」「トラック運転者の生の声」

さまざまな角度から、トラック運転者の仕事について、取り
まとめた資料集

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

トラックポータル



厚生労働省

長時間の荷待ちに関する情報メール窓口





厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

[ホーム](#)

[本文へ](#) [お問い合わせ窓口](#) [よくある御質問](#) [サイトマップ](#) [国民参加の場](#)

[テーマ別を探す](#) [報道・広報](#) [政策について](#) [厚生労働省について](#) [統計情報・白書](#) [所管の法令等](#) [申請・募集・情報公開](#)

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [組織別の情報](#) > [監督課](#) > 長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

道路貨物運送業においては、他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、長時間労働抑制に向けた諸対策を一層積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行などの個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。

これらを踏まえ、厚生労働省は、道路貨物運送業における長時間労働の自主的な改善を困難としている要因の一つである、荷主・元請運送事業者の都合による「長時間の荷待ち」に関する情報を把握し、この改善に向けて**荷主・元請運送事業者に対する「要請」**や**国土交通省への「情報提供」**の参考とさせていただくこととしました。

本窓口では、道路貨物運送業の事業場における長時間・過重労働（労働基準法などの違反が疑われるものに限る。）の主な要因が荷主・元請運送事業者による「長時間の荷待ち」である場合、その情報をメールでお寄せいただくことができます。情報の受付対象となる法律等は、以下のとおりです。なお、受け付けた情報に関する照会や相談についてはお答えしかねますので、あらかじめご承知おきください。

[労働基準法](#) [自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）](#)

Q あなたの事業場（会社）に荷待ちを指示した荷主または元請運送事業者

政策について

分野別の政策一覧

- 健康・医療
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
- 雇用・労働**
 - 雇用
 - 人材開発
 - 労働基準**
 - 雇用環境・均等
 - 非正規雇用（有期・パート・派遣労働）
 - 労使関係

①あなたの事業場（会社）に荷待ちを指示した発着荷主または元請運送事業者（荷主等）の名称（必須） （例：〇〇株式会社本社、△△株式会社工場）	
②①の荷主等が所在する市区町村を選択してください。（必須）	
③①の荷主等の番地以降の所在地 ※詳細な所在地がお分かりになる場合は、記入をお願いします。	
④①の荷主等の電話番号 ※電話番号がお分かりになる場合は、記入をお願いします。	
⑤①の荷主等の発着荷主等の区別（必須）	
⑥長時間の荷待ちを指示された時期（必須） ※直近、長時間の荷待ちを指示された時期として最も当てはまるものを選択してください。	
⑦長時間の荷待ち指示を受けた回数（必須） ※1か月当たりのおおよその回数を記入してください。	
⑧1回当たりおおよその荷待ち時間（必須） ※おおよその時間数を入力してください。	
⑨これまでで最も長かった荷待ち時間（必須）	
⑩長時間の荷待ちの具体的な状況等（必須） ※記入可能文字数は2000字です。	
⑪お寄せいただいた情報について、労働基準監督署が行う荷主等への「要請」の取組に活用しても構いませんか？（必須）	
⑫お寄せいただいた情報について、国土交通省への「情報提供」の取組に活用しても構いませんか？（必須）	
⑬最後に、情報をお寄せになったあなたの属性として、当てはまるものを選択してください。（必須）	
内容確認へ	

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



（就業規則の記載例）

（割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

（1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

① 時間外労働 60時間以下・・・25%

② 時間外労働 60時間超・・・50%

（以下、略）

具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

➢ 1か月の起算日は毎月1日

➢ 法定休日は日曜日

➢ カレンダー中の青字は、時間外労働時間数

➢ 時間外労働の割増賃金率

60時間以下…25%

60時間超…50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑
法定休日労働

↑
月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

◆ 時間外労働（60時間以下）

カレンダー白色部分 = 25%

◆ 時間外労働（60時間超）

カレンダー緑色部分 = 50%

◆ 法定休日労働

カレンダー赤色部分 = 35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

〔活用例〕

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

● 勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

● 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

勤怠管理システム導入費用
と就業規則の改正費用に、
働き方改革推進支援助成金
を活用

助成率 75%

一定の要件を満たした場合 80%

上限額 最大250万円

事業場内賃金の引き上げ等の
一定の要件を満たした場合
最大490万円

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成	

相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が無料で相談に応じます。	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。	
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索	

【働き方改革】訪問支援のご案内

甲府労働基準監督署では、**労務管理の改善に取り組む中小企業（＊）**に、**当署の専門職員が直接お伺いし、相談・支援をさせていただく【訪問支援】（無料）**を行っております。



～ 訪問支援では、次のような御相談に応じ、
法的な助言や各種資料の提供を行っています ～

- 全体的に労務管理を改善したいけど、そもそも現状の何が問題なのか分からない。
- 年次有給休暇の年5日の取得義務化が始まったけど、何かよい取得方法はないだろうか。
- 働き方改革・業務改善のために助成金を活用したい。どのような助成金があるのか。
- 副業・兼業を認めようと思う。副業・兼業の労働時間管理上の注意点について教えて欲しい。
- これから固定残業代制度を導入しようと思っている。固定残業代制度の法的な注意点を教えて欲しい。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して労働者を休業させる場合、休業手当の支払の考え方を教えて欲しい。

訪問支援は、労働基準監督官が通常行っている**臨検監督（調査）とは異なり**、法令の違反を指摘して**行政指導を行うものではありません。**

また、訪問支援の結果、**何らかの報告を求めることもありません。**
労務管理の見直し手法の一つとして、訪問支援を御活用ください。

（＊）訪問支援の対象となるのは、中小規模の事業場（中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の範囲に含まれる事業場）です。対象となるか御不明な場合には、甲府労働基準監督署にお問合せください。

訪問支援は、裏面の申込用紙によりお申し込みください

（ 甲府労働基準監督署 労働時間相談・支援班 電話 055-224-5616 ）

申 込 先

甲 府 労働基準監督署 労働時間相談・支援班 行

(FAX 055 - 224 - 5618)

【 働き方改革 】 訪問支援 利用申込書

事業場名	御担当者氏名 ()		
所在地	電話 () FAX ()		
事業の種類 (業務内容)		労働者数 (パート等含)	人
訪問希望日を御記入ください。 第一希望 令和 年 月 日 (午前・午後・どちらでも) 第二希望 令和 年 月 日 (午前・午後・どちらでも) *日程調整等のため、申込 (FAX 送信) 日と希望日は10日間以上の期間をあけてください。			
説明を受けたい・相談したい内容 ○ 以下に、☑を付けてください。複数でも差し支えありません。 ☐ 労務管理全般に関すること ☐ 働き方改革関連法のうち労働基準法の改正に関すること ☐ 時間外労働の上限規制 ☐ 年次有給休暇の年5日の取得義務化 ☐ その他 () ☐ 現行の労働基準法等に関すること ☐ 労働時間・休日に関すること ☐ 割増賃金の支払に関すること ☐ 健康診断に関すること ☐ その他 () ☐ 働き方改革・業務改善の助成金に関すること ☐ 副業・兼業の労務管理に関すること ☐ そ の 他 (以下に御記入ください) 			

* 必要事項を御記入の上、郵送またはFAXによりお申し込みください。

* 申込み受付後、担当者から日程調整等について御連絡させていただきます。
 また、訪問希望日は、署の都合により御希望に沿えないことがございます。